

カタール労働法：最近の改正

2015年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、
部課名およびメールアドレスが変更と
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Sheikh Zayed Road,
Tel: +971 4 384 4000

Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

近ごろ、2004年カタール法14号(労働法)の改正案の内容に関する報道がありました。この改正により、法的枠組みが根底から大きく変わるものと見込まれています。労働法の規定が、カタールで働く外国駐在員の雇用契約のほとんどの適用されることを前提に、改正の内容と、その制定日および施行日に、国内外からの注目が集まっています。2019年の世界陸上競技選手権大会、2022年のFIFAワールドカップのホスト国であるカタールの法改正に海外からの注目が集まるとともに、国内では、この改正による雇用者、労働者への影響について関心が高まっています。一部の報道により、いくつかの“重要な”改正が既に承認を得て、発布されたとの誤解が生じたようですが、事実ではありません。本記事では、労働法が、その制定以降、どのように改正されてきたかを明確にし、重要な変更についてまとめます。

2007年法令第22号

労働法の最初の改正は、2007年法令第22号により発布され、二つの変更が加えられました。

第一に、第2条の文言を補足し、同法の実施に必要な決定は、社会労働省が所轄官庁と連携して下すことが明確にされました。さらに、補足文言は、決定が下されるまで、同法の規定に矛盾しない限り、既存の決定が有効であることを明確にしています。

第二に、社会労働省、社会労働大臣、労働局、人材開発局、国民保健局が指定する機関など、第2条のさまざまな定義(特に1、2、3項と21)について具体的に補足されました。

2009年法第6号

労働法への二度目の改正は、2009年法第6号で導入されました。最初の改正に加えて、第2条の文言がさらに補足され、労働省が同法を施行すること、施行までの期間は、矛盾のない限り、既存の規則が有効であることが再び明確にされました。また、定義にも再度、変更が加えられ、今回は、社会労働省、社会労働大臣が、労働省、労働大臣と短くなり、教育省は、高等教育省と名称が長くなりました。

2009年法第6号による3つ目の重要な改正は、労働法の規定により免責されるさまざまな職種について定める第3条の改正です。具体的には、一般に“カタール石油”免責と呼ばれる第3条(1)が定める免責条項の適用範囲が広げられ、製造契約、油田開発および生産契約、石油化学共同事業契約などを締結、実行する企業の社員も対象に含まれることが明確にされました。

2014年法第3号

労働法の最新の改正は、2014年法第3号により制定されました。

まず、さらに第3条(1)の“カタール石油”免責に関する詳細が加えられ、主として政府機関が免責の対象となる旨が、明らかにされました。労働法第3条(1)の文言は次のように変更されました。:

「省庁、ほかの政府組織、公共機関、政府の法人組織、油田開発、石油・化学品・石油化学製品・派生商品の販売にかかわる政府機関、カタール石油の出資企業、生産物分与契約、石油、石油化学分野での共同事業契約を締結・実施する企業、あるいはその雇用に特別法が適用される企業の社員・職員」

また、第37条の改正により、労働許可の取得、更新、変更に対する料金、国際人事の専門家に与えられる許可の取得、更新、変更に対する料金、会社や施設の証印、雇用契約、証明書、など労働省による書類の認証に対する料金、職業の変更に対する料金が導入されました。

最近の報道によると、近い将来、労働法にさらなる改正が加えられることが示唆されています。その改正は、賃金の支払い確保に関するもので、透明性を確保し、遅延なく賃金を労働者の銀行口座に電子送金することが雇用者に義務付けられる見込みです。

注:

カタール法は（国際ビジネスを取り締まるカタール経済センターが制定する法律を除き）アラビア語で発布され、正式な翻訳はありません。そのため、本報告書では、カタールの法規則や現在の市場慣行に基づく解釈による独自の翻訳を使用しています。

Key contacts

巻田隆正, Legal Director

takamasa.makita@clydeco.com

Emma Higham, Legal Director

emma.higham@clydeco.com

Clyde & Co accepts no responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this summary. No part of this summary may be reproduced in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Regulated by the Solicitors Regulation Authority. Qatar Financial Centre Branch licensed by the QFCA. Abdulaziz A. Al-Bosaily Law Office in association with Clyde & Co LLP is licensed in Riyadh - see <http://www.albosailylawoffice.com> for licence detail.